

(仮称) 駒ヶ根市協働のまちづくり基本条例 《 案 》

～ 活力ある豊かな地域づくりのために～

駒ヶ根市では、これからのまちづくりのあり方やその方向性を明らかにして、市民の皆さんのご理解のもとにまちづくりを進めていくため、(仮称)駒ヶ根市協働のまちづくり基本条例の制定を進めています。

この条例は、これからの駒ヶ根市のまちづくりのよりどころとなるものです。より多くの皆さんのご意見をお聞かせいただき、駒ヶ根市のまちづくりにふさわしい条例を制定していきたいと思えます。

協働のまちづくり基本条例とは？

この条例は、時代が大きく変容する中で、新たな課題を克服し、よりよい地域づくりに向けて協働してまちづくりを進めるためのもので、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、みんなで力を合わせ、英知を結集していくための考え方や仕組みを定めるものです。

これからのまちづくりのあり方について、みんなが理解を深め、一歩ずつ行動していくことで、心豊かで活力のある地域社会が実現できるものと考えています。

今後の予定

この「案」として公表した条例は、第2次改革と創造へのまちづくり推進市民会議の提言をもとに市が作成した「素案」に対し、パブリックコメント手続や市民懇談会、市政懇談会等を通じていただいたご意見や市議会の検討結果を踏まえ作成したものです。さらに市民の皆さんのご意見をお伺いし、これらを踏まえ、最終的には議会の議決を経て制定されます。

条例(案)のポイント

- ・市民の皆さんや地域、市民団体などの力を生かしたまちづくりを実現するため、住民自治の進め方について明らかにします。
- ・住民自治の基盤になる自治組織の活性化や、市民団体などによる市民活動の推進のための考え方、手法について定めます。
- ・市民、行政などの役割分担と、それぞれが協働してまちづくりを進めるために、ルールと推進の方策などを定めます。